

第十九回 参議院大蔵委員会會議録第二十一号

昭和二十九年三月十九日(金曜日)午後二時十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君
理事 藤野 繁雄君
小林 政夫君

委員

青柳 秀夫君
木内 四郎君
白井 勇君
安井 謙君
土田 國太郎君
成瀬 幡治君
野溝 勝君
東 隆君
堀木 鎌三君
平林 太一君

政府委員

大蔵省主税局長 渡辺喜久造君
大蔵省主税 北島 武雄君
大蔵省理財局長 阪田 泰二君
大蔵省管財局長 窪谷 直光君
事務局側

常任委員 木村常次郎君
常任委員 小田 正義君
常任委員 会専門員

本日の會議に付した事件

○理事の補欠選任の件
○株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に關する法律案(内閣提出)

○關稅法案(内閣提出)

○關稅定率法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(大矢半次郎君) これより大蔵委員會を開会いたします。

理事の補欠互選についてお諮りいたします。去る十七日菊川理事の委員辭任に伴い、理事に欠員が生じましたので、この際その補欠を互選いたしたいと思ひますが、前例により委員長より指名することに御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないと思ひます。それでは理事に菊川委員を指名いたします。

○委員長(大矢半次郎君) 次に株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に關する法律案を議題といたしまして、その内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(阪田泰二君) 株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に關する法律案、これにつきまして簡単に内容を御説明申し上げます。御承知のように、株式会社につきましても、再評価積立金の資本組入の法律が従来からございまして、組入もいたしておるわけでありまして、株式会社以外の法人、具体的に申し上げますと、合名会社、合資会社、有限会社或いは特殊の協同組合その他の法人でございますが、これらの法人につきましても、従来その再評価いたしました積立金を資本に組入れる根拠法規がなかつたわけでありまして、従来、これらの法人につきましても規定がございまして、いふ理由につきましても、いろいろ考へられると思ひますが、まあ法律的に多少複雑な問題もあつたわけでございますが、やはり株式会社の資本を組入れるほどの実益がないと申しますか、そういうふうな考へが主でございまして、そのままになつておつたものであると考へるのであります。併しこの株式会社以外の法人につきましても、やはり積立金の資本組入れといふことを認める必要がいろいろあるわけでありまして、根本的に言ひまして、これらの法人につきましても、資本金が過少であるといふような点を是正いたしたるために、再評価積立金を資本に組入れて、その事業の実態にふさわしい適正な資本に変えて行くといふことが根本的に必要であると思ひます。なお、そのほかに、個々の具体的な問題になつて参りますと、例へば税法上の関係におきまして、同族会社につきましても、出資金の四分の一を超過した積立金につきましても、従来は五割の税金が課せられた。今回改正案が提案せられておりますが、それによりますれば、やはり四分の一を超過した分の新規の積立金に対して一〇%の税金がかけられる。こういうふうになつておりますので、資本金の大きい小さいによりまして課税される額が違つて来るわけでありまして、そのような点で、やはりその会社に相応した資本金にしておくということが、課税の適正を期するといふ上からも必要になつて参るわけでありまして、なお協同組合のようなものにつきましても、これは全部の組合ではありませんが、一部の組合には、利益の中から積立金に上げた分は法人税を免税されるというやうな規定がございまして、いろいろやうな関係で、税法関係におきましてこれを認める必要が生じて参つたといふやうな関係がございまして、なお今回やはり租税のほうの関係で、新規の増資、或いは再評価積立金からの資本への組入れといふものに対しては、今後それに対する新規増資でありますれば一割、再評価積立金からの組入れでありますれば五分に相当する分を、法人税を免税しようという案が提案されておりますが、そういうやうな関係におきましても、この問題が影響して来るわけでありまして、そのほかいろいろな組合で、配当の制限、出資に対して何割までの配当しか認めないといふやうな、配当を制限しておる場合もございまして、それらの場合におきましても、資本金、出資金の如何が具体的に影響をして来るわけでありまして、いろいろなやうな問題がございまして、今回このやうな法案を提案いたしましたので、株式会社以外の合名会社、合資会社、有限会社、或いは組合等についても、積立金の資本への組入れを認めることとしたことといふことに立案いたしました次第でございまして、それで、提案されております法律案の条文の順序に従ひまして、簡単に内容の御説明を申し上げます。

第一条は、これは只今申しましたやうな趣旨でございまして、特に御説明申上げることはありません。

それから第二条の再評価積立金の資本組入れの決議の問題であります。これは定款変更の場合と同様の特別決議によることとありまして、株式会社と同様に考へておるわけでありまして、

その次に出資口数の増加の問題であります。これらの法人が出資を口数に分けております場合には、ここにございまして、再評価積立金を資本に組入れる場合には、その組入れる金額だけの割合の口数が増加したものと

いうふうになつて、現在の出資者は、その出資口数に対して、現在の出資額に對して、組入れにより増加した出資額の割合だけ口数が殖え、

こういふやうになつたことにいたしましたわけでありまして、これは株式会社等につきましても、積立金を資本金に組入れますが、それに相応する株式を発行しない場合も考へられてゐるわけでありまして、組合のやうなやうな出資口数の分れております法人につきましても、ここにございまして、すべて再評価積立金で組入増資した場合

には、出資口数の増加になるといふやうな規定にいたしましたわけでありまして、なお勿論、割合に応じて増加いたしましたから、一口未満の端数の割合が生ずる場合があるわけでありまして、それ

につきましては以下の条文で、その処理について規定してございますわけであります。

次に第四条であります。第四条と五條以下に書き上げておるわけでございますが、第四条は金額がすべて無償交付の場合の規定でありまして、第五条以下が、これは一部払込みと、一部は無償で増資する、こういう場合の規定でございます。第四条の規定といたしましては、端数が生じた場合には、二週間以内に、その端数の出資をその組合等の出資者となる資格者に対して売却して、その売却した対価を端数であるために出資をもらえなかつた出資者に対して分配をする、こういうふうな規定でございます。第二項の規定は売却ができなかつた場合の規定であります。この売却ができなかつた場合には、この場合といたしましては、その分だけは資本に組入れなかつた、そのまま再評価積立金に残つておる、こういうふうな処理いたすわけであります。

それから払込を伴う資本組入、第五条の場合であります。これは例へば千円の出資に対して、例へば一部二百円で払込を無償で交付いたしました、残り八百円について払込をする、こういうやり方をする場合であります。この場合には、ここにありますように、それ／＼積立金から充当する額と、払込する額と、増加する出資の総口数との比率、払込期日等をきままして、出資者に通知するわけでありまして、第二項は、払込金額は分割して払込をさせることができない、こういうふうな規定なのでございますが、何回にも分割して払込させますと、いつまで

も資本組入が確定しない。数年間非常体一回に払込をさせれば十分であろうということ、かような規定を置いたわけでありまして。

第六條は、その出資金額の一部を払込させる出資増加の決定をいたします場合に、出資者に対して決議の内容を通知するということになつております。第二項におきまして、「通知を受けた出資者が、払込期日までに払込をしないときは、払込をしない口数の出資に関する権利を与えられないものとする。」こういうふうな規定をいたしておりますが、これは一般の株式会社であります。株主が募集する、株主が募集するといふ問題があるわけでございますが、この規定におきましては、そういうのに代へまして通知をする。この通知を受けた出資者は、払込期日までに払込をする。こういうことによりまして、いわば株式会社におきまして募集をし又募集をするのと同じ概念をとつておるわけでございます。

それから第七條が、先ほど申し上げました払込のない組入れの場合と対応しまして、一部払込のある増資の場合の端数株の処理の問題であります。この場合には、ここにございますように、全株無償増資の出資の場合と違ひまして、その端数の株式について、それからそのほかこれは一応増資のようにならなかつたので、払込期日までに払込をしない、即ち一般の株式会社の場合であれば、申込をしない、応募をしないといふものが出ることも考えられますが、それらの口数につきまして、やはり有資格者に対してまして、出資者となるべきものを募集すると、こ

ういふことになるわけでありまして。募集に際しましては、払込期日は二カ月以内、こういうふうな相成つております。この払込金につきまして、分割払をしない、一回限りの払込をするといふことは、最初の募集の第五條の場合と同様でございます。それで、こういうことで募集して残りた株或いは端数の株につきまして、出資者が集まりまして払込みがされまして、先ほどの端数の株主に対してははその払込金を端数に応じて分配をいたします。それから第七條第五項の規定でございますが、最後の募集をいたしまして二カ月以内に払込みがなかつた場合には、その分はいわば応募がなかつたといふことでございまして、その分は資本に組入れられなかつたものとして、そのまま積立金の金額といたしまして、資本がそれだけ組入れられなかつた、増加しなかつたということに計算をいたすわけでありまして。

それから、このような一部払込みをいたさせまして増資する場合におきましては、その増資が行われた日をいつにみるかということでありまして、第八條にありますが、最後に払込みが行われた日、従ひまして払込みがなかつた分、或いは端数の口数等につきまして、あとから改めて出資者を募集する場合におきましては、最初の払込期日の翌日から二カ月以内ということになつておりますから、その二カ月以内ににおきまして最後に払込みが行われた日に増資の資本組入れの効力が発生する、こういうことになるわけであり

ます。それから第九條の規定は、これは例へば協同組合等におきまして、一人の出資者が総体の出資の四分の一以上を保有してはいけない、こういうふうな規定があります場合に、端数株の整理等のために、増資後におきまして四分の一以上を持つてゐるという形になる場合があるわけでありまして。そういう場合には、これは規定違反になるわけでございますが、直ちにそれを処分せよ、整理せよといふことは無理でございますので、その分は資本増加の効力が生じた日から六カ月以内に譲渡しなければならぬ、六カ月の猶予期間を置いてそういう限度超過分を処理させよう、こういう規定でございます。

それから第十條は、これは合名会社、合資会社に関する規定でございます。九條までの規定は大体、組合等に適用が多い規定でございます。合名会社、合資会社等には関係がない規定であります。合名会社、合資会社につきましては、ここにございまして、このように制限規定を置いたに、このように制限規定を置いたわけでございますが、要するに、社員が出資の履行をしていない、未払込の出資がある、これらの会社におきまして、そういう未払込の出資がありま

す場合に、再評価積立金を資本に組入れて、その未払込の分に充当してしまふ、こういうふうなやり方をいたしますと、これは会社の資力を減殺すると言います。これは債権者の権利を害する点が出て参りますので、そういうことはできない、未払込の分はそのままにして置いて、増資という形で再評価積立金を資本に組入れなければならぬ、こういうふうな制限しておるわけ

でございます。それから第十一條は、これは有限会社

社の規定でございますが、有限会社につきましては、商法によりまして、いろいろ質権の効力或いは登録質の効力等が、それ／＼出資者が端数の代償として受けます金銭とか、そういうふうな従来の出資に対する質権が過ぎます規定がございまして、そのような有限会社に対する規定をこの場合に適用しましたわけでありまして。

それから第十二條は、これはやはり端数の売買等によりまして株主が受ける金額が法人税法の益金になる或いは個人の所得になるということがないやうに、益金に算入しないという規定、並びにその法人につきましては、そういうふうなことをいたしまして分配いたしました端数株に相当する金額、これが法人の損失金にならない。いづれにいたしましても、法人の所得の計算上、益金にも損金にも入れないというやうな規定であります。

第十三條は罰則であります。別に御説明申し上げることはございせん。それで附則の点であります。従来は再評価積立金の資本組入に関する法律というのがございましたが、これが今度株式会社以外の法人につきましても再評価積立金の資本組入を認めることになりましたので、従来の法律は株式会社にだけに関する規定であります。で、標題をその内容に適合するやうに、「株式会社の」という字を付け加えたわけでありまして。そういう類名の改正であります。その次に第八條第三項の改正の規定がございまして、これは多少實際問題としてもいろいろ問題のあつた点についての規定であります。これは、大

○委員長（大矢半次郎君）御質疑を願います。

しもする必要がないわけでありす。
それで第二条によりまして再評価積立

田委員からの質問の通り広汎になるわけですね。商工団体もあるし、農業協同組合等も入るわけですね。そうする

いて蹉跌を来さないかと、老婆心ながら思うんですが、こういう点について、主税局長、理財局長の御見

いる検討した結果、こういう法案を提出するわけでございまして、どちらかと言いますと、課税の上から見まして

担の上に不権衡ができやせんか、こういう心配がございまして、こういう改正法案を御提案申上げておる次第でございます。

○野澤勝君 そうすると、株式会社と、例えば合名会社、有限会社と、この間に不平等だということの意見があつたので、これを対等に扱うということにする、この合名会社、有限会社と同じようなものであつたならば、私はその株式会社などの会社を一本にしたほうがいいと思うのです。私が調べた範囲では、合名会社、有限会社のそれぞれに特徴がある。更にこれは小範囲のものだと思ふのです。小範囲のものと相当大範囲なものまで画一に扱わなければならぬという論拠が私にはわからないのですが、もつとほかに對等に扱わなければならぬという論拠がありましたら、この際一つお知らせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(渡辺喜久造君) 確かに法律の建前からいいますと、合名会社と合資会社と株式会社との間には、法律から性格的な違いがありまして、例えば非常に多数の人から資本を集めようとする場合におきましては、合資、合名のような姿ではとても会社ができませんので、まあ株式会社でやる。株式会社のはうの制限は株主が七人以上だと思ひましたが、まあ一応の制限はございまして、一応その姿においでできておりますものを見ますと、合名、合資会社と株式会社と非常に似たような姿のものも実はあるわけでございます。株式会社の中には、まあそれこそ何千という株主を持つておる会社から、比較的少い人数の会社まであるわけでございます。そ

ういふ小さな会社になりますと、まあ合名、合資と非常に似たような性格のものがあるわけでございますが、株式会社の中でそれを更に区別して課税上取扱うということもいろいろ議論はございますが、やはり非常に困難な事情になつておりますので、そういう点を考えまして、やはり現実にある株式会社にいろいろのを見て参りますと、合名、合資につきましてもいろいろ措置を考へるべきではないか、こういう結論に出たわけでございます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言もないようであります。

○東隆君 この法律をお作りになつた効果、狙つておる効果は、一体どういふことを狙つておるのですか。

○政府委員(阪田泰二君) これは最初に申上げましたように、まあ株式会社等につきましても、やはり今回再評価の法案を御提案いたしまして、いろいろ再評価資本組入等につきましても御審議をお願いいたすつもりであります。御審議をお願いいたすつもりでありますが、やはり根本的に見まして、資本金、出資金といふものがそれに適正な額になつておるか。過小資本といふことがその企業の形として適当でないといふことは、まあ根本的に言へると思ふのです。そういうような根本的な事情、そういうものを現在の会社なり組合なりの実態にふさわしい適正な資本の形にして行こう、こういう問題と、もう一つは、先ほど来お話に出ておりますような、資本の組入れが認められませんでしたに課税その他の面におきまして却つてどうも不均衡な面が出て来ておる、それを是正しなければならぬ。こういうたような大体大きく

とりまして二つの点があるのでござい

ます。

○東隆君 そうすると、この株式会社以外の法人の中には、営利を目的にした法人と、それから営利を目的にしない法人とが二つ入つておるわけ。それで却つて同一に見られてこれらの措置を講ぜられることによつて、例えば協同組合の場合はこれによつて配当その他の問題を中心にして課税の問題が出て参ります。そんなような問題で、この法律によつて協同組合なんといふのは非常に不便な扱いを受けるのじやないか、こう考えますが、その点はどうですか。営利を目的にした法人と、それから営利を目的にしない法人とを二つちやにしてあるわけ。それで、それから起きて来るいろいろな関係があると思うのですが、その辺はどういうふうに考えますか。

○政府委員(阪田泰二君) これは先ほど合名会社、有限会社、合資会社のほかに、いろいろな組合等が入ると申上げたわけでございますが、大体まあ組合と申しまして、ここにございまして、再評価積立金の資本の組入れといふことに關する規定でございまして、組合でありまして、まあ出資をとつてないといふような組合、ただ寄付を徴収してそれを支出に充てておるといつたような形の、いろいろまあいわば事業をやつていないような形の組合は、この中に勿論入つて来ないわけでございます。従つて組合といひましても、これは出資をとりましてそれで設備なりを持ち、事業を営んでおるといふ、まあいわば非営利と申しましたようか、非営利といふことかもしれ

ませんが、やはり組合の共同の目的のために事業をやつておると、こういうようなものに適用になつて来るわけでございます。その辺におきまして、同じようにそういうような立場から資本の組入れを認めると、こういう点から同じように考へて行つていひのじやないかというふうに考へておられます。

なおこれによりまして不利益を受けるといふことは、まあこの法律の規定上からは、特にこれによりまして不利益を受けるということはないのであります。只今先ほどから申上げましたような、今申上げましたような税法等の関係によりまして、今までもまあ不釣合に出資が小さく見えておりましたものに、税等も重くかかつておつたといふものが軽減されるというふうな面が出て参ります。これによつて負担が増加するといふことは普通には考えられないことです。

なお勿論のことですが、この法律といたしましては、再評価積立金の資本組入れを強制するといふ規定ではないのでございまして、組合なり会社なりの自由になつておるのであります。

○東隆君 この法律の立案に対して、農林省その他関係農林協同組合関係、関係をしておる各省との協議その他ございまして。

○政府委員(阪田泰二君) これはお尋ねのように、この組合を所管してあります各省と協議いたしました上立案いたしましたもので、各省のほうからいろいろこういう法律を早く出してもらいたいというふうな要望のありましたような点はございまして。

○東隆君 これは別なことでありますが、相互保険会社はあれはどういう部類に入るのですか。

○政府委員(阪田泰二君) 先ほど御説明申上げましたように、これは再評価積立金の資本組入れに關する法律でございまして、出資といふものの関連のない相互保険会社等には、この法律案は適用はしないわけでございます。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御発言はないようでございますが、御質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

別に発言もありませんので、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(大矢半次郎君) それではこれより採決に入ります。株式会社以外の法人の再評価積立金の資本組入に關する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願ひます。

「賛成者挙手」
○委員長(大矢半次郎君) 多数であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は先例により委員長に御一任願ひます。
それから多数意見者の御署名を願ひます。

多数意見者署名

藤野 繁雄 安井 謙
小林 政夫 土田国太郎
青柳 秀夫 堀木 謙三
木内 四郎 平林 太一
白井 勇

○委員長(大矢半次郎君) これより閣
税法案及び関税定率法の一部を改正す
る法律案、以上二案を議題として質疑
を行います。

○野澤勝君 私、二、三点お伺いして
おきたいことがあるのでございます。
と申すのは、この関税法に關連してこ
の際質問をするのでございまして、こ
の関税法案によりましますと、第二十九
条に保稅地域が規定されておるわけ
です。大体、保稅地域の中には、具体
的にはよくこれを知ることができない
のでございまして、事務所などはどう
いうふうになるのでございませうか。

○政府委員(北島武雄君) まあどちら
の事務所でございますか、恐らく野
澤先生の今の御発言の趣旨を忖度して
一応お答え申し上げますが、この保稅地
域の規定は、一昨年、昭和二十七年に
若干の改正を頂きました。その前まで
は、関税法におきまして保稅地域と言
いますのは、税関管内、それから保稅
倉庫、税関設置場、その他、税関長が
外国貨物を蔵置し得べき箇所として指
定又は特許したる場所を言うというよ
うな条文がございまして、税関管内とい
うのが保稅地域であつたわけでありま
す。この税関管内と申しますのは非常
に言葉が漠然としておりますが、税関
所屬の土地、建物を言つたものでござ
いまして、昔は、税関は単に庁舎だけ

でなく、その敷地、更に広大な上屋、
倉庫等の不動産を所有いたしておりま
した。それらのものが保稅地域という
ことになつておつたわけでございます
です。そこで昭和二十七年に税関管内の
文字を削りまして、新たに又、指定保
稅地域という觀念を導入いたしまして
作つたわけでありまして、その際、従来
のいわゆる税関管内のうちで税関の建
物のうち、庁舎に使用せられるものに
つきましては、これはまあ保稅地域の
必要がないというので、一応指定い
たしておりません。但し税関の所有し
ておる建物の中で、旅具検査場とか或
いは改品場と俗に申しておりますが、
貨物の検査場でございますが、こうい
うものにつきましては指定保稅地域に
しておるところが大部分でございま
す。

○野澤勝君 私の聞いた事務所という
のは、税関管内にある事務所を指した
のでありますが、今、部長さんのお話
によりましますと、土地、建物全部が保稅
地域になるといふお話でございませう
から、私はよくわかりました。
そこで、この保稅地域に對しまして
指定された地域が転用されるような場
合がありますか。若しありとするなら
ば、どういふ手續を経て転用すること
ができるのでございませうか。

○政府委員(北島武雄君) 現在の関税
法の二十九条の四、今度の新法により
ますれば、三十八条でございまして、
指定保稅地域の指定を受けた土地又は
建物等につきまして或る一定の処分そ
の他の行為をする場合には、あらかじめ
税関長に協議しなければならぬとい
ふ規定になつております。その中で野
澤先生のお話のありましたようなこと

が第一号にございまして、「当該土
地又は建設物その他の施設の譲渡、交
換、貸付その他の処分又はその用途の
変更」、これをいたします場合は、
指定保稅地域の指定を受けた土地
又は建設物その他の施設の所有者又は
管理者は税関長に協議しなければなら
ないことになつております。

○野澤勝君 そこで伺いをするので
ありますが、この三十八条の規定によ
つて転用ができるということではござ
いませうが、ただこの税関長だけで
ございませうか。これはよくわかり
ませんが、やはり主務大臣の了解など
はなくてはよろしいのですか。

○政府委員(北島武雄君) この三十八
条は、関税法に基く税関長の一定の権
限を規定したものでございまして、他
の法令によりまして主務大臣等と協議
を要する場合は、これもその方面の手
続が要るわけでございます。

○野澤勝君 そうすると、関税法に基
く場合においては税関長と協議の上に
決定する。そうすると、例えば保稅地
域内の場所を税関以外のものにこれを
転用する、例えばその地域を貸し与え
るといふような場合は、主務大臣の了
承を得なければできないと思ひます
が、そういう点は如何ですか。

○政府委員(窪谷直光君) 処分と申し
ますか、態様によつて若干異なるかと
思ひますが、保稅地域でありまして國
有地になつておりますものは行政財産
でございまして、国有財産の法上に
おける管理者はやはり税関長に相成
るわけでございます。従ひまして、その
土地の一部を税関行政の目的を妨げな
い限度において、他の有用な用途に貸
付いたします場合には、税関長限り
で、できるわけですね。併しながらその
土地を譲渡をいたすという場合に相成
りますと、行政財産のまま譲渡を
することはできないのでございまして、
これを行政財産から外しまして、普通
財産といたしまして処分をしなければ
ならない。その場合に、普通財産にな
りますと、原則として大蔵大臣に所管
大臣から、引継ぎいたすことに相成り
ます。税関も大蔵省管内でございま
すが、大蔵大臣の補佐機関が違つて参
りますので、それは財務局又は財務部
に引継ぎを受けるべき土地に相成るわ
けでございまして、その引継ぎを受け
ました土地を今度譲渡いたします場合に
おきましては、その土地の面積により
まして、本省まで承認の伺を立てさせ
るものと、現地の財務局限りで処理で
きるものと分れるわけでありまして、現
在本省の承認を受けさせておりますの
は、土地につきましては、坪数につい
て千坪を超えるもの、金額にいたしま

す二千万円を超えるものは本省の承
認を要する。これ以外のものは、現地
の財務局限りで処理できる。こうい
ふうな建前になつております。

○野澤勝君 そうすると、先ほど部長
さんの御所見では、保稅に關係したも
のは税関長、保稅以外に使うとか或
いは貸与するといふ場合においては税関
長ではできないという御所見、今、管
財局長さんの御意見だと、それは税関
長で処理できる、但し譲渡をするとい
うような場合は、補佐機関が違ふか
ら、これは申請しなければならぬとい
う御所見なんですが、どちらが本當で
すか。例えば国有財産法第八條によ
ると、行政財産の処分は主務大臣に引継
ぎ普通財産とするというふうなふうに
明記してあります。そうすると、私は
いわば権限が財務局に移るというふう
に解釈をされるのでございまして、こ
の点の解釈統一が明らかにされてお
りませぬので、これをばつくり一つこ
で……

○政府委員(窪谷直光君) 私の御説明
申上げ方が悪かつたかと思ひますが、関
税法第三十八條は関税法の見地にお
いてのみ規定しておるのでありまして、
若しこういう行為が他の法律、例えば
国有財産法の規定によりまして承認と
か協議を要するものにつきましては、
關係方面の法律の規制を要するわけ
でございまして、その上に更に関税法に基
いて、関税法の見地から税関長に協議
をしなければならぬということにな
つております。

○野澤勝君 そこで問題がいよいよ具
体的になつたのでございまして、これ
は池田勇人君が社長をやつておる名古
屋製糖会社が神戸の税関保稅地域に半

永久的に十二億有餘円を投じまして素敵な建物を建てた。これは七千坪からありますから、当然主務大臣の決裁を仰ぎ、且つ又それらの機關において協議されて了済したことを思うのであります。この間の経緯について国民は非常に疑惑を持っております。私は税関の保税地域がこういう龐大な地域を貸与したということを未だ曾て聞いたことがありません。更にそれが關係のない一個人の営利会社にかような措置をするということについては、全く國民が疑問を持つことは当然のことであり、いわんや先に大臣をやつておつたというふうな關係で睨みが利くというふうなことを言われておる。更に、最近における砂糖ドルの問題で問題になつてゐる。池田君と言へば問題を絶えず発散する男なんだ。大蔵省の新進官僚のまじめな諸君には氣の毒だと思ふ。こういう先輩を持つたために、非常に、ない肚をさぐられて誠に氣の毒だと思ふのであるが、實際においては明らかにしておかなければならない問題でございますから、この際お伺いするのでございますが、その間の経緯について一つお二人からお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(北島武雄君) 恐らく神戸の第八突堤の根元の土地であらうかと存じますが、これは税関所有の土地ではございませんで、税関としては何ら関知いたしてゐなかつたかと存じます。それから或いは又、私もちよつと神戸の指定保税地域の図面を持つて参りませんので、よく存じませんが、まだ指定保税地域にはなつておらなかつたのではなからうかという感じがいたします。そういたしますと、税関とい

たしましては、一応關係がないということになつて参ります。そのときその土地が或いは国有の土地であつたかどうかは、管財局長からお答えがあらうかと思ひます。

○政府委員(窪谷直光君) 私は甚だどうも恐縮でございますが、この事柄について、詳細と申しますか、全然承知いたしておりませんので、至急調査をいたしまして、御答弁いたしたいと思ひます。

○野澤勝君 それでは委員長から、今、本會議が定足数を欠いておりますので、一時中止されたといふの申出がありましたから、特に調査していずれ後刻お答へしたい、こういうことでございますから、後刻にさせて頂きたいと思ひます。

○委員長(大矢半次郎君) 本日はこれにて散會いたします。

午後三時十八分散會

三月十八日予備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、冬季積雪地域における予算繰越の特例に関する法律案(東條君外七名発議)

冬季積雪地域における予算繰越の特例に関する法律案

冬季積雪地域における予算繰越の特例に関する法律

1 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定により配賦された毎会計年度の歳出予算の経費のうち、大蔵大臣の指定する経費で、北海道及び冬季積雪のため土木工事その他の工事を行うことが著しく困難な政令で

指定する地域において実施せられる事業に充てるためのものについては、同法第十四条の三の規定によりその金額を翌年度に繰り越す場合において、同法第四十三条に規定する大蔵大臣の承認を経ることを要しない。

2 各省各庁の長(財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)は、前項の規定により繰越をしたときは、事項ごとにその金額を明らかにして大蔵大臣及び會計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法第三十一条第一項の規定により予算の配賦があつたものとみなす。

4 この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。